

第4回西脇市立西脇小学校保存活用計画策定会議 会議録

開催日時	令和5年6月22日（木） 午後2時～午後4時00分
開催場所	西脇小学校 集会室
出席委員の名前又は人数	7人
欠席委員の名前又は人数	3人
出席職員の職・名前又は人数	5人
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0人
議題又は協議事項	保存活用計画案について
会議の記録（概要）	
発言者	
事務局	<p>○開会</p> <p>○あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月の人事異動による委員編成の説明 本日は兵庫県文化財課より田中主査、文化庁より稲垣調査官に出席いただいている。 ・見坂委員に辞令交付
会長	<p>○会議概要説明</p> <p>今回の策定会議において、保存活用計画の大きな合意を得たい。また、今回の合意により、次回は細かい修正、次々回は最終確認というように進めていきたい。</p>
事務局	<p>○資料の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定会議次第 ・全体工程表 ・保存活用計画案 ・策定会議委員名簿

<p>会長</p>	<p>○協議等 保存活用計画案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存・保全・その他部分の設定について 今回の会議で様々な意見を集め、保存活用計画の素案を固めていきたい。 <p>重要文化財建造物の保存状況（部屋別）において、保存部分、保全部分、その他部分がある。</p> <p>保存部分(材料を残して、現在の状態を維持する部分)、保全部分(様々な形で保存に近い形を目指す部分)、その他部分(改修等に伴いある程度形状が変化している部分)を示している。資料に第一校舎、第二校舎、第三校舎の平面図があるが、立面図もつけた方が良くと思う。</p>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集会室について 例えば第一校舎二階の集会室に着目すると、窓は平成の改修時にすべて入れ替わっているが、今回の工事で復元的に扱っており、ほぼ旧状と同じような形をとっている。 <p>現在天井は、岩綿吸音板と呼ばれる新しい材料を使用しているが、改修前は竿縁天井と呼ばれる教室の天井と同じ仕上となっていた。床は集会室の特性上、断熱性や静音性が求められたため、コルクタイル仕上となっている。</p> <p>また、現在の集会室は平成の改修時に2つの普通教室間の壁を撤去し、一体的に利用できるよう改修した。廊下側の窓は当初材だが、出入口の引き違い戸は平成の改修時に取替えられたもの。</p> <p>窓と欄間は非常に古い当初材が使用されているが、ガラスについては破損する度に交換するため、古い材と新しい材が混在している。また、廊下側の窓も全て入替わり、補強ガラスになっている。このように、集会室を構成する部位として、壁の部分は古い材料だが、天井や床は変化しているというように大きく整理することができる。</p> <p>このように整理すると、集会室は平成の改修時に学校施設の特性上、2室を1室で利用できるようにしたが、普通教室の雰囲気をも十分に残しているため、保全部分と考えて良いと思う。</p>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普通教室について 次に普通教室に着目すると、天井は竿縁天井だが、床は集会室と似た材料を使用している。また、カーテンや掃除具入等はないため、その他になる。これらのことから、普通教室は保存部分になる。
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理の方法について 建造物の中にある大半の部屋は保存部分となり、集会室のような部屋は保全部分、カーテンや便所、エレベーター室はその他部分になる。

<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運用上における部位の劣化状況について <p>教室等の廊下側にある柱や窓に掲示用の押しピンが刺されており、部材を痛めてしまっている。また、廊下側の窓は、コロナ前と比べると、換気による開閉頻度が増え、窓の棧やガラスのぐらつき等が発生している。</p> <p>現役の重要文化財を小学校として使用している中で、学校の運用上、押しピンや窓の開閉等、利用方法を制限してしまうと、活動の自由度が奪われてしまうという問題がある。</p> <p>小学校として利用されている重要文化財として、建物の価値を良く理解し、利用できるように基準のハードルを下げたため、部屋ごとの問題点と、部位ごとの問題点とは分けて考える必要がある。</p> <p>部分を設定する上で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バランスを取る ・教育を優先する ・文化財の保護を優先する <p>この3つが考えられる。建物のことや他の全体の環境保護の話にもすべてにつながる話であるが皆さんの意見はどうか。</p>
<p>副会長</p>	<p>基本的に足立会長の意見に賛成。重要文化財としての建造物本体に大きな支障がない程度であれば問題ないと思う。例えば、柱にピンで刺すぐらいは大丈夫だが、釘を打つことはやめて欲しい。それからノコギリで切り目を入れるのは禁止。だからピン刺しぐらいなら許容範囲で大丈夫だと思う。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。文化財課や文化庁からはいかがか。</p>
<p>オブザーバー</p>	<p>保存する部分と保全する部分とあるが、大半が保存部分になると思っている。その中で基準1, 2, 3というのが分けられる。</p> <p>ここで、西脇小学校の文化財の価値というものが、現役の小学校として使われているというのが重要な価値の位置付けとなっていると理解している。それを制限するということが自体は避けなければならないと考えている。</p> <p>その上で、釘一本刺してはダメだというような制限をかけてしまうと、やはり小学校の運営自体に支障を来すと思うので、可能な限り配慮は必要だと思うが、柔軟に対応すべき。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。教育委員会の方からはいかがか。</p>
<p>事務局</p>	<p>守る方の立場としては、この小学校の価値というものが現在活用されている現役の小学校ということになるため、そのバランスをとる必要がある。制限を設けないとまでは言えないが、絶対に釘を打ってはいけないと決めてしまうと、学校の運営に支障があると思う。</p>

<p>会長</p>	<p>実際、保存活用の議論前に工事後の段階で、教室等に展示スペースが足りなくなっていた。現在は柱に金物をねじ込み、普通教室の窓の前にステンレス製のワイヤーを張っている。また、集会室の隅にも設備配管用のパイプスペースを作る必要があった。このように、保存は良いが小学校としての教育環境を守ることが第一義であって、文化財は二義的である。両方のバランスを取って調整することを改修の際に重視していた。</p> <p>つまり、通常文化財の概念よりは少し融通を利かせた形で今回の保存活用計画を考えていたら良いと思っている。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料の確認ですが、保存と保全の範囲が逆だと思います。</p>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域図の確認 <p>重要文化財として、第一校舎、第二校舎、第三校舎。それから、西門（正門）、西側便所、東側便所、3つの渡廊下が附（ついたり）というような言い方で指定されている。</p> <p>また、西脇小学校の沿革を確認すると、為詳小学校として現在の位置に移転してきた際にはもう少し狭い敷地であったが、現在は拡張されており、東の校門が本来の校門であったと推察する。</p> <p>その後、新しい校舎ができた段階で西側に西門（正門）ができたと考えられる。今回は西門の門柱は文化財となっている。</p>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域配置図について <p>計画区域配置図に反映した区域の確認を行いたい。</p> <p>保存区域に校門の近くにある憲章記念の記念碑も入れた。</p> <p>計画区域は敷地周囲の側溝まで入る。</p>
<p>会長</p>	<p>第一校舎南側に位置する楕円形の花壇について、寄贈時期は不明である。保存区域に入れるなら、第一校舎南側に沿った花壇や記念碑を含めるのはどうか。将来、どのような形になるかは分からないが、重要文化財は外から見たときの景観が重視されるため、南側に接している細長い花壇までで整理する方が良いかと思われる。この点について、皆さんに意見を求めたい。</p>
<p>副会長</p>	<p>細長い花壇までで良いと思う。</p>
<p>オブザーバー</p>	<p>楕円形の花壇を保存区域に含めると、将来的に形状を変更する等ができなくなるという認識をしておく必要がある。</p>
<p>会長</p>	<p>その通り。楕円形の花壇を保存区域から除外するという事は、花壇を撤去するという意味ではない。将来的な改修を踏まえ範囲を決める。</p>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2階渡廊下の取扱いについて <p>2階渡廊下は保存区域の中にその他部分に分類された建物が紛れ</p>

	<p>込んでいる。必要不可欠な建物だが、どのように取り扱えばよいか。</p>
オブザーバー	<p>2階渡廊下を区域内に入れておくことは問題ないかと思う。</p>
オブザーバー	<p>必ずしも保存区域だからといって、区域内のすべての建物を残さなければいけないということはないと思う。環境保全計画の中で、残していくべきものとそうでないものを分けて考えると良いのではないか。敷地内で入学式や卒業式の際の集合写真を撮るために使用しているのであれば、第一校舎南側の敷地には、新しい建物を建てないようにする等のルールを記載しておく方が実効性があるのではないかと思う。</p>
会長	<p>ありがとうございます。保全区域というのはそういう意味も含んでいると思う。当初保全区域も3つに分けていたが、紛らわしいので3色に変更した。運動場にある建物等は保全区域なので良いと考える。</p>
会長	<p>・活用の現状と課題について 課題として児童や教員が使う施設であるということが挙げられる。但し、教員は毎年入れ替わりがあるため、着任された教員が施設の注意事項を把握し、管理を適切に行えるものと仮定しておく。 問題は児童の方で、徐々に配慮がなくなってきているため、建物への理解を深める機会を作った方が良いと思う。また、保存活用計画にハード面の課題はあるが、ソフト面を追加する必要がある。この建物を通じて文化財への理解を深めてほしいので、ソフト面で児童に建物の価値や使い方を伝えることがこれからの課題ではないかと考えている。</p>
委員	<p>ソフト面については今後の課題だと思う。高学年でもまだまだ幼稚な部分もあるため、西脇小学校について知る機会を増やすことが大切だと思う。</p>
委員	<p>毎月の集会でも、定期的に話はしている。昨年度は防災行事の際に事務局さんにお話しいただいた。また、様々な角度から重要文化財を大切にしなければいけないことは理解している。掃除具入よりも他に設置された家具の方が重要である等の具体例があった方が身近に感じることができると思う。 また、年齢層に合った形で説明をすることも考えている。校舎内を走り回り、ガラスが振動することもある。そのため、具体的に建具の開閉を激しくするとガラスに損傷を与えること等を日々の学習の中に取り入れたいと思う。</p>
会長	<p>文化財を身近に感じられるような環境づくりが大切であり、教材としてカリキュラムの中に組み込めるといような興味深い意見を</p>

	<p>見坂委員や校長先生から言っていた。</p> <p>スタンプラリーのようなゲーム形式で文化財の価値を子供たちに伝えたり等、もう少し我々も工夫しなければいけないと思った。</p> <p>マニュアルを作成しても、子供たちは理解してくれない。先生方はマニュアルでもよいかもしいれないが、掃除具入は水拭きではなく空拭きしてくださいということは言えると思う。</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理について <p>近年、教育システムの変更に伴い、学級の人数編成の規定はあるか。</p>
委員	<p>40人から35人に変更になった。また、インクルーシブ教育の導入も謳われている。</p>
会長	<p>文部科学省がバリアフリーではなく、広い意味でインクルーシブ教育と呼ばれる児童に対してみな平等という考え方の教育を推進している。不明瞭なのは、要支援学級の子どもたちが増加している。そうすると、部屋の使い方等も問題になる。</p> <p>このように保存管理の中で、ソフト面では外部的要因からの課題やインクルーシブ教育として未就学児へのケアもこれから起こりうるのではないかと思う。</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ペンキ塗り替えについて <p>維持管理の際にペンキの塗り替えがある。20年以内にペンキを塗り替える必要がある。これらのハード面についてはこちらで対処するので、他に何か問題があれば意見をいただきたい。</p>
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ツバメについて <p>ツバメの侵入等について記載されているが、これは具体的にどういう意味なのか。玄関ポーチの天井にある丸い照明にツバメが巣を作っている。巣を排除した場合、他に移動されても困る。</p>
会長	<p>玄関ポーチの天井は漆喰で塗られた当初材でできていたため、その上から少しなぞって修理しただけの部分である。そこで、巣を作ることによって痛むという意見と、ツバメが巣を作るこの教育的意味をどう考えるかという意見がある。釣糸のような透明な材料を吊るすと、来なくなるかもしれないが、設置した方がよいかは難しい問題である。西脇市内では他にツバメの状況はどんな感じか。</p>
副会長	<p>自宅にも毎年同じところに巣を作っている。</p>
会長	<p>校長先生からはいかがか。</p>
委員	<p>フンで汚れたりしていた。昨年度はツバメが巣立った後に取り壊しをしていたが、今は放置している。鳥インフルエンザの時は問答</p>

オブザーバー	<p>無用で排除していたが、現在はあまり排除していない。</p> <p>自然のものだから、放置していてもよいのではないかと思う。ツバメのことも含めて、保存の課題や活用の課題がある。保存活用計画においては、これらの課題を整理し、今後どのように向き合っていくかを記載すれば良いのではないと思う。</p>
会長	<p>わかりました。漆喰の部分に関しては、防汚性の処理が必要かと思う。これらも課題として残しておく。</p>
会長	<p>・活用履歴について</p> <p>活用履歴には学校行事を記載した方が良いと思う。また、学内のと学外の活動があるため、分けてみたらどうか。学外の活動は塚口委員からもそこまで強い要望はないが、何かあればここに載せておいたほうが良い。</p>
委員	<p>教育施設という特性があるため、観光資源としての議論は過去にあったかと思うが、活用は難しいと考えている。</p>
会長	<p>学校の活用状況に関して、学外使用が可能な時間帯等を一週間のスケジュール表にまとめると整理できる。記念室の活用は例外的に考えなければいけないが、学校施設の特性上、校舎内に入ることは難しいと考える。スケジュールから、活用可能な時間帯を整理する。例えば映画撮影の場合の対応等も把握できると思う。</p>
委員	<p>土日の学校の運動場開放時はよく利用していた。</p>
会長	<p>運動場開放時の便所や鍵の取扱い等も必要になってくると思う。保存活用計画の資料の中に、図表の案内や参照を追加すること。</p>
会長	<p>・環境保全計画について</p> <p>令和の改修において、計画区域内の環境保全に関しては、不審者が入ってこないように北の出入口、東の出入口、東の歩道橋に門を設置した。他は工事していないため、東側の斜面地では土砂降りの時には運動場からの排水が間に合わず、道路側に泥と雨水があふれるという問題が時々発生している。</p> <p>また、東門周辺、東側斜面地に林立する植栽や、計画区域周辺のフェンスが整備されていない状態である。</p>
委員	<p>過去に、地域の消防団員の頃に斜面地から溢れた雨水を東側の池までホースを使い、水を抜いたことがある。今後、規模の大きな台風が来た時は大変危険であると思う。</p>
会長	<p>令和の改修では運動場の排水整備を行っていない。整備をするなら、雨量の計算や排水計画を行い、斜面地の養生を行う外構計画を</p>

<p>会長</p>	<p>整理する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 部分、部位による保護の方針と各項目対象表について 保存部分の基準1, 2, 3は部材を残すというもの。保全部分の基準3, 4はそれよりもやや緩い。その他部分の基準4, 5に分類しているが、西脇小学校に適用すると非常に複雑になる。 例えば、集会室の腰壁は変化しているが、巾木は変化していない。主要構造部の柱や小屋組みは、補強した部分を除き当初材であり、柱に関しては非常にきれいな材料で、現在では手に入りにくい米松が使用されている。 壁に着目すると、見た目は漆喰で仕上げてあるように見える部分も、下地は火災時の壁の焼け抜け防止のためのボード二重貼や土壁、構造上の補強のための筋交い等、細かく分類すると部屋毎に整理をしなければならない。基準の分類は大まかに考えた方が良くと思うが、文化庁として意見はあるか。
<p>オブザーバー</p>	<p>部分の設定と部位の設定を一緒に考えると混乱するため、部分と部位を分けて考える方向で良いと思う。腰壁で変わった部分と当初材が残っている部分を修理する場合、文化財の修理という意味で張り替えるものだったら、基準2にすることは十分あり得ると思う。材の年代より建物の価値を優先して基準を整理すると良いと思う。 文化庁として、150年後も現役の小学校であり続けてほしいと思っているので、基準の設定に関して令和や平成に張り替えたからその部分を基準3以下にしないということではない。文化財的な修理で取り替えたものは基準2にするという考え方もあると思う。</p>
<p>会長</p>	<p>わかりました。その場合、子供たちが結構破損したりする部位なので、基準を上げると行動が規制されることはないか。</p>
<p>オブザーバー</p>	<p>その部分が基準1と2の境目であると思っている。基準2は一定程度、定期的に更新があり得る部分。基準1は基本的に150年後も使い続けるような部分。整理すると、腰壁は基準2だが、一定程度、押しピン跡はつくが、定期的な更新はあり得る。柱は押しピンで傷つけ続けると使えなくなるかもしれないことが起こるなら、そこに押しピンをすることはやめましょう。というように考えてはどうか。</p>
<p>会長</p>	<p>今のご意見でかなり整理できると思う。そこで、活用のために特に変更が必要な部位は基準3にしても良い。場所によっては例外的に考えなければいけない部分もあるかもしれないが、基本的には価値に応じて設定すると良いと思う。他に意見はあるか。</p>
<p>事務局</p>	<p>基準5に所有者の自由裁量にゆだねられる部位とあるが、実際に自由裁量ばかりではいけないと思う。当然自由裁量は新しくなった屋根やエアコン等は基準5に該当すると思うが、当初材の建具等も</p>

会長	<p>壊れてしまう部分がある。この場合、基準1だが、子供たちの安全性を考慮し、諸手続きの軽減はできないかと考えている。</p>
会長	<p>わかりました。ガラス交換や建具調整は必要になってくると思うが、問題ないと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木と要管理樹木について <p>文化財周辺樹木位置図に保存樹木と要管理樹木と記載されているが、樹種も示すべき。また、体育館の南側には要管理樹木の凡例は、卒業生が寄贈した樹木である。</p> <p>卒業生に寄贈されたシャリンバイ等や第一校舎南側の景観と一体となった樹木も保存樹木にしている。</p> <p>南東側の野鳥の森と呼ばれる部分にある樹木は保存樹木ではあるが、下草が生え樹木も成長し、薄暗く非常に悩ましい。本来は野鳥の森と言っている以上、もう少し整備した方が良いと思うが、学校としての意見はどうか。</p>
委員	<p>管理が行き届いておらず、手を焼いている。車を駐車することもあり、整備をしたいと思う。</p>
会長	<p>保存樹木と書いた以上は保存をすることになる。自然を大切にしていきたいと思うが、野鳥の森については現状を書いて、今後の書き方はどうすればよいか。</p>
オブザーバー	<p>今回は重要文化財の保存活用計画に影響があるかを踏まえて、あまり影響がなければ、今後の課題のような位置づけで良いと思う。</p>
会長	<p>では、要管理樹木としておきます。樹種の選定は後日行う。おそらくキンモクセイやプラタナスはこれ以上切れないかもしれない。落ち葉により屋根の樋や溝が詰まることもある。第三校舎の北側にあるイチョウの木他に記念樹はあるか。</p>
事務局	<p>以前学校から記念樹に関する資料をいただいたので、それを元に現地で確認すれば特定できると思う。</p>
会長	<p>記念樹と保存樹木は分けたほうが良いと思う。記念樹は寄贈していただいたり、子供たちの記憶に残るものなので残すという考え方。保存樹木は景観を形成する上で残さなければいけないもので意味が異なると思う。また、要管理樹木は文化財に影響を与えるという意味で、記念樹として寄付された樹木でも文化財に著しく悪影響を及ぼす場合は伐採する可能性もある。とりあえず、樹木には寄付された年代を記載しておく。</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・防火管理区域について <p>防火管理区域配置図で、防火管理区域が計画区域からはみ出して</p>

	<p>いる部分がある。将来的にはみ出した部分に建物が建つと第三校舎に影響が出てくるため、考え方が難しい。耐火建築物にしなければならない区域に設定することは可能か。</p>
事務局	<p>都市計画区域まで変更しなければならないため、この部分だけ変えるのは難しい。</p>
会長	<p>これは保存管理の中では問題視されると思う。新たにドレンチャーを設置するには費用もかかり、現実的ではない。文化財課の意見はどうか。</p>
オブザーバー	<p>私有地を防火上の問題のために、制限を設けることは計画上難しい。</p>
事務局	<p>道路側に不燃性の防火壁を設置する方法もあるが第三校舎も10m程の高さがある。もらい火をカバーするための防火壁は高さもあり、景観上影響があるため設置は困難。</p>
会長	<p>これは西脇市としての課題として残しておきたいと思う。</p>
オブザーバー	<p>計画区域外のところを管理区域にするのは計画上無理だと思うので、管理区域から外さなければならないと思う。その場合、防火壁やドレンチャーが一番確実だが、設置できないのであれば、例えば消火栓を用い、隣地で火災が発生した時には壁面を濡らす等の措置を行うよう、防災計画上で関連づける必要があると思う。これらの条件を整理して設定すると良いと思う。</p> <p>また、重要文化財の指定を受けると、消防法上、危険物施設とかは重要文化財の近くには設置できないので、文化財側でも逆の立場で何らかの防御を考えるべきと思う。</p>
会長	<p>文化財課と建築審査課との話し合い、文化財課と建築審査課との意思疎通はできているか。</p>
事務局	<p>まだ協議はできていない。</p>
会長	<p>建物の種別による制限を整理する必要がある。例えば石油備蓄関係の建物は建てられないというように県の審査課と協議する。</p>
オブザーバー	<p>建築主事の方から消防の方に消防同意という手続が行われて、その際に消防の方で許可の有無の判断が行われるのが通常の行政手続だと思われる。</p>
会長	<p>進入路については、この話題の中では省略します。</p>

会長	<ul style="list-style-type: none"> ・関連資料について 重要文化財の部屋別保存状況について、説明する。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・普通教室 普通教室の柱は基準1ではないかと思う。天井は痛みが少ないが、一部空調機械のダクトスペースの確保のために天井板を変更した部分もある。この部分が基準の1か2か迷うところかと思う。 腰壁、巾木、窓台、廊下側の建具、等が保存すべきものになると思う。対して床は2回、材料が変わっており、今回は当初材の次の材料になる。最初はカポールという南洋材が使われていたが、それを廃して次の材料に置き換えられており、今回採用できないということで一番新しい材料になった。 この材料は普通の床材よりは少し价格的に安いものを使っている。なので、基準3にしている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・コモン 天井はメラピーという材料を使っている。先ほど稲垣調査官が言われていたように、ほぼ同じような材料で使っているということ。と言うと、保存材として良いと思うが、もう一度検討していく中で、基準2か3か決めていきたいと思う。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・便所 第一校舎の前室の壁は漆喰にしたが、汚れが激しいということで、第2、第3校舎では少し仕様を変えた。ここはかなり全面的に変わっている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下 第1校舎1階の廊下はできるだけ天井の材料を集めて改修した。材料は樽ということで古い材料を採用している。それ以外の2階は新しい材料で仕上げている。このため、1階と2階を分けるべきかということも含めて少し検討していかれたらと思う。 また、第2第3校舎の廊下は普通教室と同じだが、第1校舎の1階廊下は非常に高価だったが、長尺の材料を採用した。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・階段親柱 1階階段室の親柱は非常に大事な部位で基準1としている。また、階段下の建具に縦棧がはまっているが、これは当初の縦棧が残っている部分である。それに対して左側の普通教室の引き違戸は平成の大改修の時に変更してしまった部分のため、形が変わったと理解していただけたらと思う。 また、手すり部分も変更になった。材料は杉だが、子供たちが滑ることで、光沢があり、この部分は復元せずに残した。しかし、将来的にはすり減って変えなくてはならないと思う。

会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階階段室 2階の階段室に親柱が立っている。親柱の際に転落防止用のステンレスの手すりつけたが、その階段手すりは当初材が残っているため、基準1だと思う。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ まとめ 基準の1～5が入り乱れるということになるが、写真や必要に応じて図を利用すればわかりやすくなると思うので、次の機会までに整理をしていきたいと思う。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西渡廊下 内部がほとんど出ていないが、西渡廊下の階段に当初材の長石が残っており、基準1になる。出入口の柱は変えているが、隅の大きな柱は変えていない。 また、腰壁に当たるスレートの波板は当初と全く同じ形状のアスベストを含まない材料に交換し、ペンキ塗りをしている。それから腰壁より上の鎧張りの壁も同様にアスベストを含まない材料でペンキ塗りをした。それからブルーグレーに塗っている部分はほぼすべて当初材が残っている部分。ただし、腐食等があったので基準の2になるかもしれない。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央渡廊下 小屋組は当初材が残っており、基準2程度で良いと思う。ただし、小屋組みを支える柱は、耐震基準上仕方がなく、一回り大きな柱になったが、形状は変わっていない。これを基準3とするか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一校舎車寄せ 梁天端より上の部分は当初材が残っている。そこから下は平成の大改修時に変わったものを復元的に戻したもの。床下換気口やスレート波板より下の小砂利の洗い出し部分も当初材が残っている。しかし、洗い出しの技法は将来的にどれだけ維持できるかということもあるので、将来的には変わる可能性もある。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一校舎記念室 家具は当初材の部分で、家庭科室にあった非常に凝ったデザインのもので残っているため、基準1になると思う。天井も当初材で残っているが、空調装置を入れた部分は形状や割り付けが変わっている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長室 校長室と応接室は部屋全体が当初材で残っている。ただし、耐震補強により、壁は一度外して改修しているが、非常に古い状態が残っている。腰板の形状も普通教室とは異なる。建具や天井、床は今回磨いてもう一度使用している。ほぼ部屋全体が当初材と言っても良いと思う。唯一照明器具だけが変更してある。

会長	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室 第二校舎の保健室は主要な構造は全部残してある。シャワー室がある壁等は、主要な構造にカバーをしているような状態で残している。壁を全撤去すれば元に戻るの、保全でもいいかもしれない。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・第二校舎図書室／メディア室 廊下側に一カ所、古い建具が唯一残っている。今後もし教室等の引き違い戸を更新しないといけないときは、この建具を参考にするのと復元的な処理も可能になると思う。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・第三校舎家庭科準備室（旧理科準備室） 設計図に描かれている造り付け家具がそのまま残っているため、家具は基準1で良いと思う。ただし、学校として基準1にすると、このまま使用することになると思うので、少し調整が必要かと思う。 家庭科準備室（旧理科準備室）は、ほぼ当初材が残っている。床以外はほぼ当初材だということで、可能な限り当初材を残してきたが、長期間使用し続けてきたものであるため、腰板は劣化が激しく、取り替えられたりしているの、もう一度再調査をして判断した方が良いと思う。
会長	<p>以上のところで何かご質問はありますか。大きな考え方はご理解いただけたと思う。</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・黒板についての補足 黒板は基準3なのかについて考えなければいけない。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめ ここまでで今回審議しておかないといけなかったことがあればご意見をお願いします。田中主査から少しご指摘をいただいた内容はまた反映させていきたいと思っている。
オブザーバー	<p>今回の打ち合わせで、計画区域や保存の部分部位に関する考え方を大まかに整理という形でよいかと思う。大方が保存部分になるのだと思うので、また文化庁のご指摘などいただきながら再度整理ができるかなと思う。また、壁の部分が全て基準3になっているが、足立会長が冒頭でおっしゃったとおり、一部は土壁の仕様が残っているところもあれば、耐火のためのボード部分もあるため、一度整理がついているのであれば、基準2と基準3に分けられるところもあるのかと感じた。</p>
オブザーバー	<p>改めて重要文化財指定の時の図面に立ち返っていただけるとありがたいが、大部分の家具やコモン横のエレベーターホール横の壁は指定時からあえて点線にし、自由裁量ということで抜いて指定外にしているような部分もある。すでに指定外のものには基準4等の基準</p>

	<p>を付けていただくことで構わない。最初から指定外であるということが分かるように明記しておけばさらに法律上の手続とかもより少なくなってくるのかなと思うので、一度指定図面に立ち返っていただけるとありがたいと思う。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局さん、指定図面はいただいているか。</p>
<p>事務局</p>	<p>最終の指定図面は確認してない。</p>
<p>会長</p>	<p>指定図面は再度確認する。指定外というか、基準5みたいなものは念のため、視覚化しておく必要もあるかなと思うので、入れておいてもいいかなと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>月刊文化財に載っている図面が指定範囲ということですか。</p>
<p>オブザーバー</p>	<p>多分元のデータはあるので、田中主査のところにもデータで渡していると思う。確認してもらえればと思う。黒板も将来的には電子黒板等なるかもしれないので、既に黒板は点線の表記にして、文化財としては指定外という扱いにしている。</p>
<p>会長</p>	<p>・スケジュールの相談 第5回の策定会議をもう少し後にしますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日お示ししている全体工程表だと、第5回の委員会は9月の上旬の予定である。理由は、この計画について当初はパブリックコメントの実施対象ということになっているからである。</p> <p>今までの経緯経過を踏まえると、この計画についてはパブリックコメントを実施してこの段階で市民の皆様のご意見をいただく方法に加えて、パブリックコメントではなく、第5回、第6回の審議会の検討において完成させていくという方法もひとつの選択肢としてあるかなと思っている。審議会でこのような専門的なご意見を多数いただいております、また内容も文化財の保存活用という専門的な内容になるからである。この審議会の皆様のご意見によるので、もしよろしければ、そこのご意見をいただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>西脇市ではこういう設置委員会の内容についてはパブリックコメントをいただくということになっているが、実際にはパブリックコメントに近い形で様々な意見を取り上げてきた。それからこの委員会の中にも意見を反映するような配慮をいただいているので、あえてパブリックコメントの期間を取る必要がないかと思った。専門的な内容になるので、皆さんに掲示したところで何を見たらよいかということもあると思う。少し柔軟に市民の意見をこの委員の皆さんから聞くということで、反映させているため、パブリックコメントに関しては省略するということが良いか。</p>

委員	<p>実際何件ぐらいパブリックコメントを寄せられていて、どうい ご意見があるかというのわからない。オープンにして、他の人の 声を聞くことも大事ではないかと思う。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおりだと思う。市ではあらゆる計画について多くはパ ブリックコメントを実施しておりパブリックコメント自体には非常 に意義があるのだが、その審議会のあり方やその対象となる計画 によって適切に判断する必要があるとは考えているので、今回提案 をさせていただいている。</p>
会長	<p>利活用ということで、市民の皆さん、それから教員の皆さん、そ れから児童のこともヒアリングしているので、完全に反映している とは思わないが、ある程度は反映できていると思う。この期間をう まく利用して第5回の検討委員会を少し後にずらす。そして、第5 回で完成に近いものに持っていくということにする。 ちなみにパブリックコメントではない方法での公開というのはあ るのか。</p>
事務局	<p>この審議会についても開催情報を毎回お知らせしており傍聴も可 能である。会議録も終わったら公開しているので、意見があれば、 事務局としてそのご意見を受ける。 承ってこちらでご紹介するようなことも考えていきたいと思っ ている。</p>
会長	<p>第5回の議事録とほぼ完成に近いものができたらその内容につい ても公開してよいか。</p>
事務局	<p>第5回の時の計画案は会議終了後に公開するので、意見がもしあ れば我々に届くことも想定される。</p>
足立会長	<p>そういう形での公開の仕方を考慮していくということで、皆さん のご意見をいただいたということによいか。</p>
会長	<p>次回日程については改めて調整する。今日のところは終了したい と思います。皆さんご協力ありがとうございました。</p> <p>○閉会</p>